

# 平成27年度 事業計画

公益財団法人 佐倉国際交流基金

## 平成27年度 事業計画

### I. 事業方針

1. 地域における多文化共生の促進に寄与する事業経営を目指す。
2. 公益目的事業間の連携を強め、効果的かつ効率的な運営を目指す。
3. 運営委員会を活性化し、運営体制を強化する。
4. 外国人支援事業の改革をすすめ、ボランティアバンクとの連携を強める。

### II. 事業計画

#### 1. 国際相互理解推進事業〔公益目的事業 1〕

##### 1) 佐倉市国際文化大学（5月～11月実施予定）

- ・目的 国際理解の促進を図り、国際交流活動に積極的に参加し、多文化共生社会に理解のある人材の育成を目指す。
- ・内容 国際的な視野を広げるため、国際情勢や国内外の政治・経済・文化を各分野の専門家の講師とともに学ぶ市民大学で、講義は年22回（内2回は公開講座、1回は自主ゼミ発表会）ある。公開講座は、一般市民も参加可能で、佐倉市との共催を予定しており、今年度は佐倉市の平和事業に沿った内容を予定している。
- ・対象 佐倉市民等
- ・募集 こうほう佐倉、佐倉よみうり、SIEF作成のチラシ等による広告
- ・場所 佐倉中央公民館、志津コミュニティセンター等の公共施設（予定）
- ・受講生 定員100名 応募多数の場合は公開抽選会により決定
- ・受講料 年額 22,000円
- ・講義内容 年22回（内2回、一般公開講座・・・佐倉市共催）

##### 2) 佐倉国際スピーチコンテスト（9月27日実施予定）佐倉市共催を申請する

- ・目的 少年、少女の英語によるコミュニケーション能力の向上を期し「自分の考えを解りやすく相手に伝える」訓練の場を提供。多文化共生の啓蒙と国際交流への関心を高める。
- ・対象 原則として佐倉市在住・在学の小中学生、市内在住・在勤の外国人
- ・募集 こうほう佐倉、佐倉よみうり、SIEF作成のチラシ等による広告
- ・場所 ミレニアムセンター佐倉（予定）
- ・参加者（応募多数の場合は抽選）  
小学生レクチャー・スピーチ60～70名・中学生レクチャー20名  
中学生スピーチ10名・外国人日本語スピーチ5名
- ・参加費用 無料
- ・表彰 審査委員（ネイティブの大学英語教師、中学・高校の英語講師等により編成）により入賞者を判定し、結果を公表する。

##### 3) イングリッシュサロン（金曜日クラスと火曜日クラス、それぞれ年10回実施予定）

- ・目的 ネイティブの外国人と英語によるコミュニケーションを体験することにより、英語力向上のきっかけを得るとともに、体験活動を通じて、多文化共生と国際交流感覚を醸成する。
- ・対象 原則として佐倉市民（ある程度英語が話せる大人が対象）
- ・募集 こうほう佐倉、SIEF HP 等による広告
- ・場所 レインボープラザ佐倉（予定）
- ・参加者 応募 24名（曜日ごとに）
- ・参加費用 1クラス6000円（年間）ただし、賛助会員は、5000円
- ・内容 ネイティブ外国人をファシリテーター（進行役）として、日常の話題を選び、英語を使い、自由にコミュニケーションする。正しい英語の勉強というよりは、自分の考えを英語で伝える体験に重きを置いている。参加者の要望が大きかったので、平成27年度は金曜日の他に火曜日も開催し、それぞれ10回開催とする。

#### 4) 佐倉国際交流のつどい（10月17日実施予定）

- ・目的 日本文化、参加外国人のお国文化の発表や日本人と外国人の対話を通じて地域における国際交流のひろがりを促進し、多文化共生社会を目指す。
- ・対象 佐倉市民や外国人住民
- ・募集 こうほう佐倉、佐倉よみうり、SIEFのHP、チラシ等による広告
- ・場所 志津コミュニティセンター
- ・参加者 子どもから大人まで 人数制限はない
- ・参加費用 無料
- ・内容 外国人によるパフォーマンス、盆踊り、ハロウィーン、民族舞踊、外国の料理紹介、茶道、書道、日本の遊びコーナーなどを通して、いろいろな国の文化を体験、理解し、また外国人と日本人のコミュニケーションを通して同じ地域の仲間であることを実感し、多文化共生社会の実現を後押しする。外国人のネットワークや他事業（特に日本語講座）との連携など、より多くの日本人、外国人が参加するような方策を実施する。
- ・運営体制 年初5月を目途に「佐倉国際交流のつどい実施運営要領（仮称）」を策定し、当該要領に沿ってつどいを運営する。なお当該要領は理事長の承認を前提とする。

## 2. 国際交流活動支援事業〔応募申請型〕〔公益目的事業 2〕

国際交流親善・多文化共生の啓蒙に寄与すると判断される団体・グループ等の活動を支援するため、SIEFの助成金制度〔助成金交付に関する要綱〕にもとづく助成を行う。財政事情が厳しいことを考慮し、申請事業の審査を公益性、経済性の観点から強化する。

- ・募集 こうほう佐倉（3月1日発行）・基金レターズ・ホームページ（一般公開）等を通じて広報する。
- ・助成の対象事業期間  
平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）中に着手・実施される事業

### 3. 外国人支援事業〔佐倉市国際化推進事業受託〕〔公益目的事業 3〕

#### 1) 外国人のための日本語講座

- ・目的 日本語の日常会話力（入門・初級・中級）の教育および日本人とコミュニケーションする場の提供
- ・対象 原則として外国人登録者
- ・募集 佐倉市役所および公民館などの公共施設に広告チラシ（英・中・西の3ヶ国語）を設置するほか、佐倉市の発行する HELLO SAKURA・HOLA SAKURA・你好佐倉などの外国人向け広報紙にて周知する。また、SIEFのホームページでも日本語講座の様子、募集要項、応募要領を詳しく説明する。
- ・場所 志津コミュニティセンター〔3クラス〕ミレニアムセンター佐倉〔1クラス〕中央公民館およびレインボープラザ佐倉〔5クラス〕
- ・参加費用 受講料・・・無料 教材費・・・1,000円/学期
- ・内容 教員経験者・日本語講師有資格者・市民ボランティアによる取り組みで木曜日〔3クラス〕、金曜日〔1クラス〕日曜日〔4クラス〕および土曜日〔1クラス〕の運営  
第1学期〔4～7月〕第2学期〔9～12月〕第3学期〔1～3月〕  
\*土曜日のクラスは、一昨年から始まった日本語サロンで、日本語を教えることよりも日本語を使ったコミュニケーションに重点を置いた教室である。
- ・運営体制 運営委員会を中心に、組織としての運営を整備していく。

#### 2) 外国人のための生活相談

- ・目的 外国人の日常生活・医療・保険・日本語の勉強・住居・子ども・法律・その他、外国人が困っていること、不安に思っていることなどについて個別相談を受け、佐倉市が多文化共生社会として外国人に住みやすい町になるよう外国人支援を行う。
- ・電話相談
  - (1) 相談日 毎火曜日および毎木曜日
  - (2) 時間 10時から16時
  - (3) 対応言語 スペイン語、英語、中国語、および日本語
  - (4) 場所 指定なし（相談員は個別の携帯電話で対応）
  - (5) 予約 予約は不要
  - (6) 相談料 無料
- ・面談
  - (1) 相談日 毎火曜日および毎木曜日
  - (2) 時間 10時から16時
  - (3) 対応言語 スペイン語、英語、中国語、および日本語
  - (4) 場所 原則 SIEF 事務所

(5) 予約 前日までに予約要

(6) 相談料 無料

\*ただし、相談日や時間外でも、可能ならば相談員や事務局が、電話相談、面談に対応する。

・支援活動

電話相談、面談の状況によっては、あるいは行政などの依頼を受けて、相談員と登録ボランティアが行政や他の外国人支援団体などと協力して、外国人に対する直接支援活動を実施することができる。

#### 4. その他 附帯事業

##### 1) 情報提供の適正化を図る。

・「基金レターズ」およびホームページを通して、賛助会員ほか広く市民に事業活動の実施状況をお知らせする。

・ホームページは、リニューアルし、使いやすい、親しみのある内容に改善をすすめてきたが、平成 27 年度は、よりタイムリーに情報を提供する方策を検討、実施する。

・法令に定められた事項の情報公開を SIEF ホームページで実施する。

・公益法人として必要な情報（公告）の事務局備置を実施する。

・ガバナンス強化策として、昨年に引き続き、事業状況、予算執行状況を、毎月理事、評議員、運営委員長、および佐倉市に報告する。

##### 2) ボランティア募集の推進と活動の活性化に努力する。

・公益目的事業 1（国際相互理解推進事業）および公益目的事業 3（特に日本語講座）の活動の担い手として、ボランティアに活躍していただいているが、それ以外の活動（個別の外国人に対する支援活動や国際交流団体や行政の行っている外国人支援活動など）へのボランティア参加に関しては、SIEF としての位置づけ、特に公益目的事業としての位置づけが明確でないため、積極的に関与することはできなかった。

今後、東京オリンピック開催などに向けて、あるいは少子化対策として外国人の来日が増えていくことは確実であるので、ボランティアの位置づけを明確にし、国際交流団体や行政と協力して、外国人支援活動を推進していくとともに、ボランティアの皆様とのコミュニケーションを密にして、その活性化をすすめていく。具体的には、個別外国人支援活動は、生活相談事業の一環として、生活相談員をリーダーとしてボランティアに参加いただく。行政や交流団体による外国人支援活動への協力は、公益目的事業 2（国際交流団体への助成金事業）の追加の役割として、正式に変更認定を申請する予定である。

以 上